実質化された仙台市地域農業基盤強化プラン(人・農地プラン)

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	当初作成年月日	直近の更新年月日
仙台市	長町	H25.3	R2.3(7回目)

1. 対象地区の現状

• / 3 / 3 .		
① 地区内の耕地面積		39.7ha
② アンケート調査等に回答した地区内の耕作者の耕作面積の合計		23.3ha
③ 地区	「内における <u>75</u> 歳以上の農業者の耕作面積の合計	3.8ha
	i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	1.5ha
	ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	0ha
④ 地区	[内において今後中心経営体が引受ける意向のある耕作面積の合計	2.5ha
備考(アンケート等で把握した地区の現状)	
・中間	管理機構の活用意向(担い手):約5割	
・中間	管理機構の活用意向(出し手):約2割	
・基盤	整備の実施意向:あり(郡山・北目地域)	
・地域	の特産としたい作物:曲がりねぎ、ほうれん草	
・有害		

2. 対象地区の課題

河川敷(畑)は今後中心経営体が引き受ける意向はなく、75歳以上で後継者未定の農業者の農地があり、新たな農地の引き受け手が必要。

- ①河川敷は数年に一度は水を被るため、引き受ける人はいない。
- ②田畑に農道がなく、他人の農地を通らないと自分の農地に行けないため、隣の人にしか農地を貸すことができない。特に畑作は人手がかかるため、引き受け手がなかなかいない。
- ③中心経営体として掲載されると、地区の最終の担い手になり全て任される可能性があるため、担い手として手を挙げづらい。

- 3. 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針
 - ・認定農業者等中心経営体に集積する。
 - ・畑や畑利用が可能な水田については認定農業者等への集積に加え、新規就農者の受け入れを促進することにより対応する。

4. 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針

農地の貸付等の意向

貸付け等の意向が確認された農地は、田7筆 0.8ha、畑20筆 0.9haとなっている。

中間管理機構の活用方針

- ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
- ・担い手の農地分散を解消するため、利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間 管理機構に貸し付ける。

基盤整備への取組方針

農業の生産効率の向上や農地集積・集約化を図るため、郡山・北目地域で基盤整備の取組 を検討する。

5. 地域課題に対する対応方針

①河川敷は受け手がいない

市街地近郊の立地条件を生かしてレクリエーション農園(貸農園)等への誘導を図る。

②農道がなく特に畑は受け手がいない

畑に農道を設置するなど簡易な基盤整備を行うことにより、使い易い環境を整え、農地の 担い手への誘導を図る。田についても基盤整備の取組を検討する。

③地区の最終の担い手になり全て任される可能性があるため、担い手として手を挙げづらい 農業を継続するための基盤整備を検討し、併せて地域の担い手を明確化し、地域で育成を 図る。